

## 介護老人保健施設サルビア

### 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規程

(以下通所リハビリテーションとは、介護予防通所リハビリテーションも含める)

#### (目的)

第1条 この規程は、医療法人社団英世会が開設する介護老人保健施設サルビア（以下施設という。）が行う通所リハビリテーション事業の運営管理に必要な事項を介護保険法（平成9年法律第123号。以下法という。）及びその関係法令の基準原理に基づき定め、通所者の家庭での自立を支援することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 業務に関わる従業者は、通所者の心身の特性を踏まえ、日常生活の維持及び回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るよう支援する。  
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (職員の定数)

第3条 業務に従事する職員は、次のとおりとする。

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1. 管理者（施設長・医師）        | 1名以上             |
| 2. 看護職                | 1名以上             |
| 3. 介護職                | 7. 2名以上          |
| 4. 支援相談員              | 1名以上             |
| 5. 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 | 2名以上             |
| 6. 事務職員               | 1名以上             |
| 7. 薬剤師                | 常勤換算0.6分を調剤薬局に委託 |
| 8. 管理栄養士              | 1名               |
| 9. 調理員                | 外部委託             |

#### (職務の内容)

第4条 職員の職務内容を次のとおりとする。

1. 管理者（施設長）は、施設の業務を統括し執行する。
2. 医師は、通所者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
3. 看護職は、医師の指示を受け通所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
4. 介護職は、医師の指示を受け通所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
5. 支援相談員は、通所者・家族等に相談指導業務を行う。
6. 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示を受け通所者等に対する機能訓練業務を行う。

7. 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
8. 薬剤師は、医師の指示を受け薬剤業務を行う。
9. 管理栄養士・調理員は、医師の指示を受け栄養、給食業務を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、下記の定めるものとする。

1. 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時から午後18時以内とする。

#### (通所リハビリテーション利用定員)

第6条 通所定員は70名とする。

#### (通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 機能回復訓練
  - (2) 食事及び入浴等の日常生活の世話
  - (3) 症状・病状などの観察及び記録
  - (4) 療養生活や介護方法の指導又は説明
  - (5) 認知症通所者の介護
2. 利用料  
通所リハビリテーションを提供した場合の基本利用料は、介護保険制度に基づき利用月の合計金額の1割又は2割又は3割を徴収する。
  3. その他の利用料として、次の額を徴収する。
    - (1) 食材費として、朝食 470円 昼食 640円 夕食 640円 おやつ 100円
    - (2) 教養娯楽費は、参加したレクリエーション・クラブ活動の材料費等の実費相当額
    - (3) 紙おむつ、リハビリパンツ他 実費(希望者のみ)
  4. 通所リハビリテーションを開始するに当たり、あらかじめ通所者や家族に対し、サービス内容、費用について十分説明をし、その趣旨の理解を得ることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通所リハビリテーション事業の実施地域として、日野市内とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 施設は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け又、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。又、退職後も同様とする。
3. ハラスメント対策の強化
  - 一 施設では、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を、別に定める医療法人社団英世会の就業規則「就業規

則」(以下「就業規則」という)にて明確化し、職員に啓発し、苦情相談窓口を定め、職員へ周知する。

二 カスタマーハラスメントを防止するために、適切に対応する体制を整備していく。

4. 施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を3月に1回以上開催し、その結果について職員に十分に周知する。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 5. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施し、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修も行う。

四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く。

五 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に迅速に通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力する。

### (非常災害対策)

#### 第10条 防火管理者

施設管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について防火管理者を指名し、施設にあった消防計画をたてる。

消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を図り、通所者の安全に対して万全を期さなければならない。

#### 2. 非難訓練

施設管理者及び、防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育を徹底する。

施設は消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する。また、そのうち1回は、夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施する。

非常災害対策(地震等)の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。

#### 3. 非常食

非常時の非常食備蓄は、3日分の食材を安全な場所に保管しておく。非常食の内容は、別に防災計画に定める。

4. 火災及び風水害、地震等の災害が発生した場合であっても、継続して介護老人保健施

- 設サービスの提供ができるように、事業継続計画（BCP）を策定する。
5. 事業継続計画に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たっては、地域との密接な連携体制を確保する。
    - 一 できるだけ地域住民の参加が得られるようにし、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める。
    - 二 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとなるように努める。
  6. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### （その他運営に関する重要事項）

第11条 施設は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

2. 施設は、通所者等の病状の急変等に対応するため、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定めておかななくてはならない。
3. 施設は、通所リハビリサービスに関する記録・市町村への通知に係る記録を整備しておかななければならない。
4. この規程に定める事項外、運営に関する重要事項は医療法人社団 英世会と関係機関及び施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第12条（事故発生の防止及び発生時の対応並びに安全対策） 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するための体制を整備する。

- 一 事故発生防止委員会を設置し、定期的に開催する。
- 二 事故発生の防止のための指針を整備する。
- 三 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合には、保険者の「事故発生時の報告取扱い基準」に伴い、報告をする。
- 四 サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 五 事故発生の防止のための職員に対する研修を年2回以上開催し、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修も行う。

2. 施設では、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するために、所定の研修を受けた安全対策担当者を配置する。

- 一 安全対策担当者は、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に職員全員に行き渡るような体制を整備する。

3 事故発生時に、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

第13条（職員の質の確保） 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 一 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、「認知症介護基礎研修」を受講させ、計画的に研修の機会を確保していく。

第14条（衛生管理） 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定める。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」という）を設置し、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職

- 員、管理栄養士、支援相談員により構成する。感染対策担当者を看護長とする。
- 三 感染対策委員会は、利用者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
  - 四 感染対策委員会は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。
  - 五 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画（BCP）を作成する。
  - 六 感染対策委員会は、感染症が発生し又はまん延しないように、職員全員に対して年2回以上の研修を行うとともに、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行う。又新規採用時には必ず感染症予防の研修も行う。
3. 管理栄養士、調理等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  4. 定期的に、鼠属、昆虫の駆除を行う。
- 第15条（運営規定等の閲覧） 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示するか、又は重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、利用者又はその家族が自由に閲覧できるように、施設内に備え付けるとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載する。

2. 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団英世会の役員会において定めるものとする。

第16条（記録の保管期間） 基準省令第38条第2項により、介護老人保健施設が同項各号に規定する記録を整備し、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日から2年間保存する。診療録については、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存する。

#### 付則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

平成17年8月1日一部変更し、同日より施行する。

平成21年4月1日一部変更し、同日より施行する。

平成22年1月1日に（通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）の内容を一部変更し、同日より施行する。

平成22年7月5日付で法人名を変更し、同日から施行する。

平成24年4月1日付で日用品・教養娯楽費の徴収方法を変更し、同日より施行する。

平成25年4月1日付で調剤業務を委託し、同日より施行する。

平成26年4月1日付で消費税増税に伴い食費を一部変更し、同日より施行する。

平成27年8月1日に介護保険制度改定のため、自己負担割合を一部変更し、同日から施行する。

平成30年8月1日に介護保険制度改定のため、自己負担割合を一部変更し、

同日から施行する。

令和3年4月1日一部変更し、同日より施行する。

令和6年4月1日付

令和6年度介護報酬改定等に伴い、以下の変更をした。

第32条（運営規定等の閲覧）にインターネット上の閲覧掲載を追加